

平成 25 年（ワ）第 46 号，第 220 号，平成 26 年（ワ）第 224 号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 伊東達也 外 1572 名

被 告 国 外 1 名

準 備 書 面 (73)

(被告東電準備書面(19)に対する反論)

2020(令和2)年1月8日

福島地方裁判所いわき支部民事部合議係 御 中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝	代
同 弁護士 広田 次男	代
同 弁護士 鈴木 勇博	代
同 弁護士 米倉 勉	代
同 弁護士 笹山 尚人	代
同 弁護士 坂田 洋介	代
同 弁護士 渡辺 淑彦	代

外

第1 本準備書面の目的

1. 本準備書面は、いわき市の北部に位置する旧屋内退避区域（久之浜地域、大久地域、小川地域の一部、川前地域の一部），すなわち、東京電力福島第一原子力発電所から30キロメートル圏内に含まれる地域住民の被害実態を明らかにするとともに、被告東京電力ホールディング株式会社（以下「被告東電」）が同地域住民に対し支払うと定めている賠償金は、その程度も、その期間も不十分であることを明らかにする。
2. 被告東電は、その準備書面（19）において、旧屋内退避区域の住民への賠償金としては、70万円で十分であると主張する。その理由としては、①屋内退避指示は政府による「避難の強制」ではないこと、②屋内退避指示は、平成23年4月22日に解除されており「40日間という短期間」に留まること、③実際に多数の住民が避難せずに滞在を継続していたこと、④空間放射線量も低いことなどから、避難を強制された地域とは本質的に異なるとして、現在の賠償基準（1人当たり月10万円、賠償の終期としては、平成23年9月末日までの7か月間、合計70万円）で十分であると主張する。

しかし、被告東電の根拠とする理由（①乃至④）は、以下に述べるとおり、いずれも間違いである。旧屋内退避区域の被害状況は、同じ30キロ圏内である「旧緊急時避難準備区域」と同様、深刻な被害の継続があり、到底、70万円という評価では足りないことについて、以下、主張・立証する。

第2 避難指示区域と同様に生活基盤が崩壊した地域

1. 平成23年3月11日19時03分、政府より、東京電力福島第一原子力発電所（以下「第一原発」）について、「原子力緊急事態宣言」が発令され、同日21時23分、第一原発の半径3キロ圏内に避難指示が出された。また、10キロメートル圏内に屋内退避指示が発令された。翌3月12日5時44分、政府より第一原発の半径10キロ圏内の住民に対し避難指示命令が拡大された。さらに、同日7時45分に東京電力福島第二原子力発電所（以下「第二原発」）についても原子力緊急事態宣言が発令された。同時に、第二原発から半径3キロ圏内の住民に避難指示が発令され、第二原発から10キロ圏内の住民に屋内退避指示が発令された。同日、15時36分、福島第一原発の1号機にて水素爆発が発生したことから、第二原発の10キロ圏内、福島第一原発から20キロ圏内の住民に避難指示が拡大して発令された。翌3月13日午前5時10分には3号機でも冷却機能が喪失という状況に至った。このように、今後、どこまで被害が広がっていくのかさえ分からない極めて危機的状況が続いていた。
2. いわき市は、事態のさらなる悪化に備えて、第一原発から30キロ、40キロ、50キロ圏内ごとに避難計画の作成を進めていた。そして、同年3月13日午前8時30分、いわき市独自の判断として、第一原発から30キロ圏内に当たる久之浜・大久地域の住民に対し避難を要請した。具体的には、3月13日8時30分、いわき市が用意した大型バ

スや各自家用車で、同地域の 1952 世帯（5722 人）の地区住民のほとんどを一斉に避難させた。この避難態様は到底、「自主」と言える避難態様ではなく、限りなく行政主導の強制避難に近い態様であった。また、同様に、第一原発から半径 30 キロ圏内にかかる小川町上小川戸渡地区（23 世帯 57 名）、川前町下桶売志田名および荻地区（46 世帯 131 名）の住民に対しても、3月 15 日午前 9 時 30 分、いわき市独自の判断で避難を要請した（甲 A505 いわき市作成「災害からの主な経過（～4月 30 日）」）。

住民の多くは、いわき市内の内郷地区や常磐地区への体育館などに避難を余儀なくされたのである。特に、久之浜地区は、市街地が甚大な津波被害と火災を被ったなかでの避難要請であり、複合災害被災が継続している状況の中での避難であった。本来ならば、人命の救出や津波被害の片付け作業に追われる中で、それを中断し、本件原発事故による避難を強いられたのである。

住民の中には、家族や親族、友人が津波の被害に遭った人も多く、その捜索をする必要があった時に、原発事故のため、いわき市からの避難を事実上強制されたのである。

3. 第一原発から半径 20 キロ～30 キロ圏内の地域に国から屋内退避指示が出されたのは、同年 3 月 15 日午前 11 時 00 分のことであった。そして、この屋内退避指示が解除となったのは、同年 4 月 22 日のことであった。そもそも、屋内退避を 1 か月以上も続けることは不可能であった。放射性物質の拡散のため、物流は滞り、いわき市には、食料、水、ガソリンなどの生活必需品はほとんど入って来なかつ

た。人は、屋内退避のまま、自宅内で飲まず食わずの状態で長期間避難生活を継続できるはずもない。そのような実情であるにも関わらず、政府の屋内退避指示は、同年4月22日まで継続されたのである（政府も3月25日になってやっと、屋内退避区域の悲惨な状況を把握してか、第一原発から20キロから30キロ圏内の住民に自主避難を促した。）（以上について甲A505号証、甲A506号証 川副早央里「原子力災害後の政策的線引きによるあつれきの生成－原発避難者を受け入れる福島県いわき市の事例から一」）。

4. この屋内退避区域の指示の長期間について、国会事故報告書では「その長期化によってライフラインがひっ迫し、生活基盤が崩壊した。それを受けて3月25日には、同圏の住民に自主避難が勧告された。政府は、住民に判断の材料となる情報をほとんど提供していない中、避難の判断を住民個人に丸投げしたともいえ、国民の生命、身体の安全を預かる責任を放棄したと断じざるをえない。」と断罪している。また、そもそも屋内退避措置は短期間を想定している。防災指針が参考としている国際的合意では、最長2日程度を想定しているのである。40日にも渡ることなど想定していない。長期化すれば生活の基盤が崩壊してしまうのは当然のことである（甲A507号証 国会事故報告書（抄））。

第3 屋内退避、避難実行者の割合

1. 被告東京電力は、その準備書面（19）で、旧屋内退避区域の住民について、何ら根拠も示さず「相当数の住民が

当該区域から避難をせずに、滞在していたという実情がある」などと主張している。

2. しかし、平成 26 年 11 月にいわき市より公表された「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート調査報告書」では、久之浜・大久地域の住民で、有効回答があった 23 世帯のうち、22 世帯において、「家族全員が避難」または「家族の一部が避難した」と回答している。実際に久之浜・大久地域の 95% の住民が避難を実行しているのである（甲 A508 号証）
3. 「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート調査報告書」）。被告東電の「避難をせずに、滞在していた」との主張は、事実誤認に基づく主張と言わざるを得ない。

第 4 空間放射線量の高さ

1. 被告東電は、特定のモニタリングポストの情報のもとに、いわき市の空間線量の相対的低さを強調している。
2. しかし、平成 29 年（2017 年）3 月 1 日付で、京都大学原子炉実験所の福谷哲氏及び今中哲二氏によって、「福島第 1 原発事故にともなういわき市の放射能汚染マップ作成と初期被曝量評価に関する研究」が公表されているが（甲 A509 号証），この結果は、被告東電が主張するような「水準を大きく下回る」ような値ではない。「福島第 1 原発事故にともなういわき市の放射能汚染マップ作成と初期被曝量評価に関する研究」によれば、30 キロ圏内である川前支所、久之浜支所、志田名集会所などの評価対象地点における外部被曝実効線量（1 年間）は、川前支所で 3.51mSv、久之

浜支所 3.69m Sv, 志田名集会所 27.31m Sv と到底無視できない程度の被ばくをしていることが分かる。当該地域の住民が不安となったり、避難を継続するのは当然のことである。

第5 地域力の極端な低下

1. 地域の特性

久之浜・大久地区、小川地区、川前地区は、いわき市の北方に位置する地域である。

久之浜は、県立自然公園である波立海岸を抱え、また、山側には三ッ森渓谷など、自然豊かな山林資源もあったことから、多くの観光客やリクリエーションの場となっていた。阿武隈山地では、渓流釣りや、山菜・キノコ採りなども盛んに行われていた。また、原発事故前は、久之浜漁港はいわき市を代表する漁港の一つであり、「潮目の海」と呼ばれる親潮と黒潮がぶつかる豊かな漁場から、豊富な魚介類が沢山水揚されていた。必然的に、久之浜では魚介類の加工業なども盛んであった。

大久地区周辺では、フタバスズキリュウをはじめ、巨大なアンモナイトが多数発掘されるなど、考古学としても重要な地域であり、「海竜の里センター」や「アンモナイトセンター」には多くの観光客が来ていた。

小川地区や川前地区は、自然豊かな中山間地域であり、自然を利用したキャンプ場、山菜・キノコ採り、渓流釣り、ブドウ狩りなどが行われている地域であった。

2. 人口の減少傾向に拍車

いわき市市内地域別データファイル 2017（甲 A511 号証）を

参照し、平成 22 年と平成 27 年（本件原発事故後）を比較してみると、特に 0 歳～4 歳という低年齢層の年次の子どもの極端な減少傾向がみられる（久之浜・大久地域で、平成 22 年度が 187 人に対し、平成 27 年度は 87 人）。また、川前地区も同様に低年齢層の極端な減少傾向が見られる（0 歳児～4 歳児：平成 22 年が 22 人に対し、平成 27 年度は 7 人。5 歳～9 歳児：平成 22 年度が 36 人であるのに対し、平成 27 年度は 17 人）。

放射性物質に対して感受性が強いと言われる低年齢層を持つ家族が家族分離し、この地域を離れる傾向が見て採れる。

3. 第一次産業従事者の減少傾向

また、第一次産業（特に、農業・漁業）の極端な減少傾向もみられる。本件原発事故による風評被害の継続が、第一次産業から離れる傾向に拍車をかけた可能性が高い。

4. 観光客の極端な減少

久之浜・大久地区や小川地区での観光客の入れ込み人口は半分以下となっており、回復傾向がほとんど見られない状況となっている。観光資源である渓流釣り、山菜・キノコ狩りなどの自然とのふれあいが、放射性物質の存在によって回復不可能な程度に打撃を受けていることの表れである。

5. 地域力低下と住民の精神的慰謝料

このように、子どもの人口減少、農業、漁業などの第一産業や観光業などへの回復不可能な打撃の継続は、各住民が次世代に地域の営みを繋いでいく意気込みや展望を失わせ、今までの地域おこしなどの努力が無になった気持ちにさせられる。本件原発事故による地域力の極端な低下は、個々の住民にとっても、継続的に精神的損害を与える事項の一つなのである。

第 6 「旧緊急時避難準備区域」に指定されてしかるべきであつたこと

1. 政治的決定によって旧緊急時避難準備区域に参入されなかつたこと

第一原発から、30キロ圏内の広野町、川内村の一部、南相馬市原町区などは、平成23年4月22日以降、緊急時避難準備区域に指定され、同地域に指定された住民には、平成24年8月までの賠償として1人当たり180万円が支払われている。また、各種ADRの申立により、同地域の被害の甚大さに鑑み、個別的に旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、慰謝料の増額（金額の増額のみならず、期間の増額）などが認められている例も多々みられる。

しかし、いわき市内北方地域（市北部の久ノ浜・大久地区、川前地区の一部、小川地区の一部）だけが、第一原発から30キロ圏内であるにも関わらず、「緊急時避難準備区域」の指定から外れてしまっている。いわき市北部の同地域では、本件原発事故により、少なくとも上記原町区と同程度の深刻な被害（既述）を受けたにもかかわらず、である。

当時の新聞報道によれば、枝野幸男官房長官は緊急時避難準備区域にしなかった理由について、4月22日の記者会見では、「いわき市の強い要望に基づいた」と発表していたが、4月25日午前の記者会見でそれを訂正し、「市のご意向を踏まえたものではあったが、誤解を招く発言だった。」と謝罪し訂正している。

このように、いわき市の北方30キロ圏内の地域が「緊急

時避難準備区域」から除外されたのは、住民の被害状況に照らして検討されたものではなく、風評被害を防ぎたいといいういわき市長の意向に沿って指定しなかったものであり、多分に政治的な判断により除外されたものであった（甲 A506 号証）。

したがって、住民の被害実態と、避難区域の指示とは、決してパラレルに考えるべきではない。

2. 緊急時避難準備区域の賠償の終期

中間指針第二次追補においては、旧緊急時避難準備区域の賠償の終期を 2012 年（平成 24 年）8 月末とされている。

しかし、これもあくまで「目安」に過ぎない。中間指針の明文上も、2 つの「留保」がなされている。①「特段の事情がある場合」、及び、②復旧計画の進捗状況と異なる場合（「当該事情に変更が生じた場合、実際の状況を考慮して柔軟に判断する」）である。

すなわち、中間指針第二次追補 6 頁では「相当期間経過後の『特段の事情がある場合』については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮する等、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当である。」とし、中間指針第二次追補 8 頁では「①この区域におけるインフラ復旧は平成 24 年 3 月末までに概ね完了する見通しであること、②その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成 24 年度第 2 学期が始まる同年 9 月までには関係市町村において、当該市町村内の学校に通学できる環境が整う予定であること、③避難者が從

前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮した。但し、現時点での事情を前提に目安として示すものであり、今後、当該事情に変更が生じた場合は、実際の状況を考慮して柔軟に判断することが適当である。」としている。

これは、住民が帰還し、住民向けサービスの本格的な再開や除染などの生活環境の整備が現実に行われてはじめて、賠償の終期が正当化されると言えることを当然の前提としたものである。

3. 屋内退避区域の除染の進捗

この点、住民が安心して居住できる周辺環境であるというためには、除染が不可欠である。いわき市では、比較的線量の高い北部4地区（川前地区、久之浜・大久地区、小川地区、四倉地区）を優先的に除染すべき区域に定め、また、除染の対象施設としても市民の生活環境のほか、放射線の影響を受けやすい、子どもの生活環境（保育施設、教育施設、公園等）を優先的に実施し、住宅除染、道路除染などを実施してきた。しかし、北部4地域の除染が完了したのは、平成26年末のことであった（甲 A510号証、いわき市除染実施計画 第5版）。平成23年4月22日の解除時点で、安心して帰った住民などいない。したがって、除染の状況からみても、賠償の終期を、除染の完了した平成26年末よりも前に訪れると考えるのは妥当でない。

第7 小括

以上のとおり、旧屋内退避区域に指定されたいわき市北部

地域は、本件原発事故により、比較的高濃度の空間放射線により汚染されるなど深刻な被害を受けた。その被害の実態からすれば、被告東電の主張する賠償額では住民らの被害回復に到底足りていないことは明らかである。以上